

平成19年12月19日

事務総長決定

平成22年3月29日一部改正

平成24年6月5日一部改正

平成25年5月16日一部改正

人事院契約監視委員会について

1 趣旨

人事院が行う入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性を確保するとともに、行政事業レビュー及び調達改善の取組の推進に資することを目的とした外部有識者会合として、人事院契約監視委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 所掌事務

- (1) 人事院が締結した契約に関し、入札及び契約手続の運用状況等について報告を受け、報告のあった契約のうち、抽出した相当数の契約について事後審査を行い、必要な意見の具申又は勧告を行うこと。
- (2) 「人事院行政事業レビュー・調達改善推進チームの設置について」（平成25年5月16日事務総長決定）に基づき設置された人事院行政事業レビュー・調達改善推進チーム（以下「推進チーム」という。）の求めに応じて、行政事業レビューの対象となっている事業に係る予算の執行状況等について、必要な意見の具申を行うこと。
- (3) 推進チームの求めに応じて、調達改善計画の策定、同計画の自己評価の実施等に当たり、必要な意見の具申を行うこと。

3 委員会の委員

- (1) 委員は、公正中立の立場で客観的に契約についての審議その他の事務を適切に行うことができる学識経験等を有する者のうちから、総括審議官が委嘱する。

なお、委員には、人事院の契約先と密接な関係にある者、国家公務員であった者（教育職及び非常勤職員を除く。）は委嘱できないものとする。また、任期中に人事院の契約相手先と密接な関係のある者となる場合には、速やかに当該委員の改任を行う。

- (2) 委員の数は3名とする。
- (3) 委員の任期は1年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任することができるものとする。
- (4) 委員の氏名及び職業は公表するものとする。

4 委員長

- (1) 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- (2) 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- (3) 委員長に事故等があり、委員会に出席することができないときは、あらかじめ委員長が指名した委員が委員長の職務を行う。

5 会議

- (1) 委員会の会議は、原則として年2回以上開催する。
- (2) 委員会の会議は、非公開とし、議事の概要は、これを公表する。

6 委員の除斥

委員は、自己又は三親等以内の親族の利害に関係のある案件に加わることができないものとする。

7 秘密を守る義務

委員は、委員会の事務を処理する上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

8 委員会の庶務

委員会の庶務は、事務総局会計課において行う。

9 その他

前項までに定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、支出負担行為担当官が別に定める。

附則

- 1 この決定は、平成19年12月19日から施行する。
- 2 この決定の施行後最初に任命される委員の任期は、第3項(3)の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

附則

この決定は、平成22年3月29日から施行する。

附則

この決定は、平成24年6月5日から施行する。

附則

この決定は、平成25年5月16日から施行する。